(2)　試掘の許可（(二)又は(三)の(1)の許可（試掘に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）を受けた者（以下「試掘者」という。）でなければ、試掘を行ってはならないこととした。（第一三条第二項関係）

(三)　許可貯留区域等の増減の許可の申請

貯留事業等の許可を受けた者（以下「貯留事業者等」という。）は、その許可貯留区域等の増減をしようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないこととした。（第一四条第一項関係）

(三)　許可貯留区域の増減命令

経済産業大臣は、二酸化炭素の貯蔵の状況その他の事情を勘案して、貯留事業者の許可貯留区域（貯留事業の許可に係る貯留区域をいう。以下同じ。）を変更しなければ当該許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の安定的な貯蔵ができないと認めるときその他貯留事業の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該貯留事業者に対し、(三)による許可貯留区域の増減の申請をすべきことを命ずることができることとした。（第一五条関係）

(四)　許可貯留区域の分割及び合併の許可の申請

貯留事業者は、その許可貯留区域の分割又は合併をしようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないこととした。（第一六条第一項関係）

(五)　貯留事業等の譲渡及び譲受けの認可等

貯留事業者等が一の許可貯留区域等における貯留事業等の全部の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受について経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認可を受けたときは、譲受人は、貯留事業者等の地位を承継すること等とした。（第一七条関係）

(六)　貯留事業者等の相続

貯留事業者等について相続があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該貯留事業者等が行っていた貯留事業等を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、貯留事業者等の地位を承継すること等とした。（第一八条関係）

(七)　貯留事業等の許可の取消し等

経済産業大臣は、貯留事業者等が行う貯留事業等が、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるときは、当該貯留事業等に係る許可貯留区域等のその部分について減少の処分をし、又は貯留事業等の許可を取り消さなければならないこととする等、貯留事業等の許可の取消し等について所要の規定を設けることとした。（第一九条関係）

(六)　損失の補償

国は、許可貯留区域等の減少の処分又は貯留事業等の許可の取消しによって損失を受けた貯留事業者等又は貯留事業者等であった者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととした。（第二〇条第一項関係）

(九)　貯留開始貯留事業の許可の取消し等に伴う措置

(1)　貯留事業者であって、その許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を開始している貯留事業（以下「貯留開始貯留事業」という。）を行っているもの（以下「貯留開始貯留事業者」という。）が貯留開始貯留事業の許可の取消し（(七)による貯留事業の許可（貯留開始貯留事業に係るものに限る。）の取消しをいう。以下同じ。）を受けたとき等は、旧貯留開始貯留事業者（貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた貯留開始貯留事業者であった者等をいう。以下同じ。）は、その貯留開始貯留事業に対するこの法律の規定（4の(三)の(1)及び(2)等（これらに係る罰則を含む。）を除く。）の適用については、4の(三)の(4)の許可を受けるまでの間は、なお貯留開始貯留事業者とみなすこととした。（第二二条第一項関係）

(2)　貯留開始貯留事業の許可の取消しがあったとき等は、旧貯留開始貯留事業者は、直ちに、その取り消された許可等に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を停止しなければならないこととした。（第二二条第二項関係）

(3)　旧貯留開始貯留事業者は、(2)の許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を停止したときは、当該許可貯留区域及び当該許可貯留区域に係る貯留事業の用に供する貯留等工作物を設置する場所についての坑口の閉塞その他の主務省令で定める措置（以下「特定閉鎖措置」という。）に関する計画（以下「特定閉鎖措置計画」という。）を定め、貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた日等から主務省令で定める期間内に主務大臣に認可の申請をしなければならないこととした。（第二二条第三項関係）

(4)　旧貯留開始貯留事業者は、(3)の認可を受けた特定閉鎖措置計画（変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って特定閉鎖措置を講じなければならないこととした。（第二二条第八項関係）

(〇)　貯留開始貯留事業以外の貯留事業等に係る許可の取消し等に伴う措置

(七)による貯留事業等の許可の取消し（貯留開始貯留事業に係るものを除く。）があったとき、又は試掘の許可の有効期間が満了したとき等は、その許可の取消しを受けた貯留事業者等であった者又はその有効期間が満了した試掘の許可に係る試掘者であった者等は、遅滞なく、その取り消された許可又はその有効期間が満了した試掘の許可等に係る許可貯留区域等及び当該許可貯留区域等に係る貯留事業等の用に供する貯留等工作物を設置する場所についての坑口の閉塞その他の経済産業省令で定める措置を講じなければならないこととした。（第二三条第一項関係）

3

(一)　貯留権及び試掘権

貯留事業等の許可の告示

経済産業大臣は、貯留事業等の許可をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該許可に係る貯留事業者等の氏名又は名称、許可貯留区域等、貯留事業等の概要等を当該貯留事業者等に通知するとともに、告示しなければならないこととした。（第二四条関係）

(二)　貯留権等の設定とその効果

(1)　(一)の告示があったときは、当該告示に係る許可貯留区域等に係る貯留権等（貯留権又は試掘権をいう。以下同じ。）が設定され、当該許可貯留区域等に係る土地に関するその他の権利は、当該貯留権等に係る貯留事業者等が当該許可貯留区域等において行う二酸化炭素の貯蔵若しくは試掘を妨げ、又は当該貯蔵若しくは試掘に支障を及ぼす限度においてその行使を制限されることとした。（第二五条第一項関係）

(2)　(1)により試掘権が設定された場合における土地に関するその他の権利がその行使を制限される期間は、(一)の告示の日から当該試掘権に係る試掘の許可の有効期間が満了する日までの期間に限ることとした。（第二五条第二項関係）

(三)　損失の補償

(二)の(1)による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じたときは、当該損失を受けた者は、(一)の告示の日から一年以内に限り、貯留事業者等に対し、その損失の補償を請求することができることとした。（第二六条第一項関係）

(四)　図面の縦覧

経済産業大臣は、(一)の告示をしたときは、直ちに、経済産業省令で定めるところにより、許可貯留区域等を表示する図面を公衆の縦覧に供しなければならないこととした。（第二七条関係）

(五)　試掘権の消滅

試掘権は、試掘の許可の有効期間が満了した時に消滅することとした。（第二八条関係）

(六)　試掘の許可の更新の告示及び試掘権の変更等

経済産業大臣は、2の(七)の(2)等による試掘の許可の更新をしたときは、遅滞なく、その旨及び試掘の許可の更新を受けた者の氏名又は名称、許可試掘区域（試掘の許可に係る試掘区域をいう。以下同じ。）、試掘の概要等を当該更新を受けた者に通知するとともに、告示しなければならないこと等とした。（第二九条関係）